令和8年度和歌山市住宅耐震改修事業補助金(建替え)
補助申請のご案内

１．受付期間　**令和８年４月１０日(金)～９月１８日(金)**（土日祝は除く）

２．補助金額　**最大１３１万６千円（次の①＋②）**

①「建替工事費」の**５分の２**　（**上限５７万５千円**、千円未満切捨て）(注１)

②「建替設計費※＋建替工事費　－　①　」　（**上限７４万１千円**、千円未満切捨て）(注２)
※補助対象事業に建替設計を含む場合

（注1）平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「建替工事費」の11.5パーセント（上限48万9千3百円、千円未満切捨て）となります。
（注2）平成29年度以前に設計に対して補助金の交付を受けている場合は、「建替工事費」の3分の2（上限67万3百円、千円未満切捨て）となります。

３．予定戸数　**３０戸程度（先着順。予算の状況により増減する場合があります。）**

４．補助対象事業　次の①又は②が対象事業となります。

① **建替設計＋建替工事**
② **建替工事**

５．申請・補助の条件　　次のすべてを満たす必要があります。

【対象建築物】
① **昭和56年5月以前に建築(着工)された延べ面積400㎡以下**（木造住宅については２階建て以下）の**戸建て住宅**（※住居部分の面積が延べ床面積の１／２を超えているもの）
② **耐震診断の結果**、構造に応じて次の値と診断された住宅であること。
【木造住宅】上部構造評点※が1．0未満と判定された住宅
（※ 平成１８年度以前の診断の場合は「総合評点」）
【非木造住宅】Is値が0．6未満又はq値が1．0未満と判定された住宅
③ 昭和56年6月以降に増築工事を行っている住宅は対象にならない場合があります。

【対象者】
① **申請者又はその2親等以内の親族(配偶者含む)が、建替え前の住宅を所有**していること
（住宅の所有者が**申請者以外**である場合、建替えについて、所有者の**同意**を得ていること。）
（所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合は、権利者の同意を得ていること。）
② 申請者が**建替え後の住宅に住む予定(建築主)**であること。
③ 申請者が**個人であり、市税(市民税・固定資産税等)を完納**していること。
④ 申請者又は敷地内の建物が**過去に同事業による補助金の交付を受けていない**こと。

【対象工事】
① 耐震性が低いと判定された**戸建て住宅を除却し、同じ敷地に新たな戸建て住宅を建築**する工事であること。
② 建替えに関する**建替設計※と建替工事(既存住宅の除却工事を含む)について未契約・未着手**で、申請者が市の**交付決定通知後に契約・着手**し、**事業完了後30日以内かつ令和9年2月22日まで**に**工事完了の報告**をすること。（※補助対象事業に建替設計を含める場合）
③ 土砂災害特別警戒区域内における建替工事は**対象外**となります。
④ 建替え後の住宅が省エネ基準に適合していること。

裏面に続きます。

６．提出書類　　次の書類を和歌山市　耐震・空家対策課窓口まで提出して下さい。

① **補助金等交付申請書（建替）**　…様式があります。
② **耐震改修事業計画及び収支予算書（耐震改修・建替）**…様式があります。
③ **耐震診断結果に関する書類**
【木造住宅】市の無料耐震診断の「耐震診断報告書」の建物概要と総合評価のページの写し
【非木造住宅】診断結果（判定書）一式
④ **市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）**（市役所２階　税証明交付窓口等にて発行）
⑤ **建替え前の住宅の所有等を証する書類**…法務局の建物の全部事項証明書（登記簿謄本）
※未登記の場合は、土地の全部事項証明書（登記簿謄本）、建物の所有者が確認できる書類（納税通知書等）及び申立書が必要。※事前に相談願います。
⑥ **建替設計費の見積書**（※補助事業対象に建替設計を含める場合）
⑦ **建替工事費の見積書（除却工事及び新築工事）**
⑧ **付近見取図**
⑨ **建替え前の住宅の配置図及び平面図**
⑩ **建替え前の住宅の外観写真及び周囲との関係がわかる写真**
⑪ **建替え後の住宅の敷地設定がわかる図面**
⑫ 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
⑬ その他必要書類（該当する方）
※申請者が建替え前の住宅を所有していない場合、建替えについての建物所有者全員の同意書及び申請者と所有者との関係がわかる書類（住民票の写し・戸籍謄本等）。
※申請者が建替え前の住宅を複数名で所有している場合、建替えについての建物所有者全員の同意書。
※建物所有者が死亡している場合は、建物所有者が死亡していることがわかる書類、法定相続人が確認できる書類（除籍謄本・戸籍謄本等）、建替えについての法定相続人全員の同意書及び申立書。
※所有権以外の権利（抵当権当）が設定されている場合、権利者全員の同意書等

７．その他

① **申請者が市の交付決定通知後に契約・着手を行う必要があります。（仮契約も契約となります。また、預り金・手付金の支払い等も着手となりますのでご注意ください。）**

② その他、今後の手続きの流れについては**別紙「和歌山市住宅耐震改修事業補助金　申請手続の流れ」**をご覧ください。

③住宅ローン「フラット３５」を利用される方は、固定金利から当初５年間▲０．２５％の金利引き下げが受けられるようになりました。

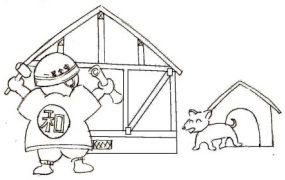

きらり 輝く 元気和歌山市

連絡先　〒640-8511　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市　耐震・空家対策課　住宅耐震班（本庁舎８階）
TEL 073-435-1091　FAX 073-435-1277